

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

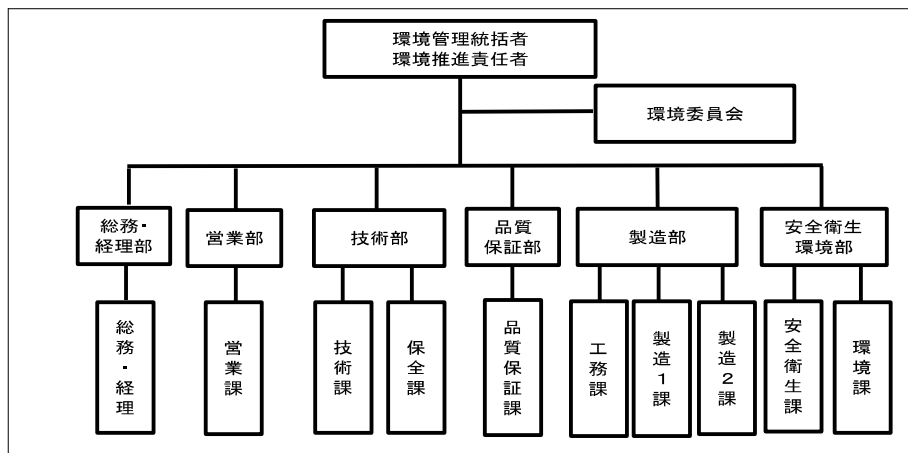
特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和3年 6月 18日	
愛知県知事 殿	
提出者	
住 所 愛知県刈谷市一ツ木町竹下50番地の1	
氏 名 愛知技研株式会社	
取締役社長 佐々木 庸臣	
電話番号 0566-23-2731	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	愛知技研株式会社
事業場の所在地	愛知県刈谷市一ツ木町竹下50番地の1
計画期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	24 金属製品製造業
②事業の規模	製造出荷額 148億円
③従業員数	182名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1のとおり

（日本工業規格 A列4番）

（第2面）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

1 現状	【前年度（令和2年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃アルカリ	腐食性廃酸	特管廃油
	排出量	463 t	216 t	2 t
	（これまでに実施した取組） ・腐食性廃アルカリ・・・生産状況に合わせたアルカリ脱脂液の長寿命化。 ・腐食性廃酸・・・リサイターの導入による硝酸液長寿命化。 ・特管廃油・・・生産状況に合わせた前洗浄液の長寿命化。 ※コロナウイルスの影響で、生産数が減少し、廃棄物排出量も減少。			
2 計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃アルカリ	腐食性廃酸	特管廃油
	排出量	439 t	224 t	2 t
	（今後実施する予定の取組） 全体として、生産工程の不良品発生、再処理ロスの予防で廃棄物の抑制活動の実施。 ・腐食性廃アルカリ・・・生産状況に合わせたアルカリ脱脂液の長寿命化。 ・腐食性廃酸・・・リサイターの導入横展による硝酸液長寿命化。 ・特管廃油・・・生産状況に合わせた前洗浄液の長寿命化。			

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） —
-----	--

	2 計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) —
--	------	---

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項				
1 現状	【前年度（令和2年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃アルカリ	腐食性廃酸	特管廃油
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) —			
2 計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃アルカリ	腐食性廃酸	特管廃油
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) —			

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項				
1 現状	【前年度（令和2年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃アルカリ	腐食性廃酸	特管廃油
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t

		(これまでに実施した取組)			
		—			
	2 計画	【目標】			
		特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃アルカリ	腐食性廃酸	特管廃油
		自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
		自ら中間処理により減量 する特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
		(今後実施する予定の取組)			
		—			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項				
1 現状	【前年度（令和2年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃アルカリ	腐食性廃酸	特管廃油
	自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) —			
2 計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃アルカリ	腐食性廃酸	特管廃油
	自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の	0 t	0 t	0 t

		量			
		(今後実施する予定の取組)			
		—			
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項					
1 現状	【前年度（令和2年度）実績】				
	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃アルカリ	腐食性廃酸	特管廃油	
	全処理委託量	463 t	216 t	2 t	
	優良認定処理業者への 処理委託量	96 t	216 t	2 t	
	再生利用業者への 処理委託量	432 t	202 t	0 t	
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t	
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託 量	0 t	0 t	0 t	
	(これまでに実施した取組)				
	・腐食性廃アルカリ・・・中和後、セメント焼成剤または水分含有燃料として再利用する業者へ委託 ・腐食性廃酸・・・中和後、セメント焼成剤として再利用する業者へ委託				

(第5面)

②計画	【目標】				
	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃アルカリ	腐食性廃酸	特管廃油	
	全処理委託量	439 t	224 t	2 t	
	優良認定処理業者への	91 t	224 t	2 t	

		処理委託 量			
		再生利用業者への の 処理委託 量	410 t	209 t	0 t
		認定熱回収業者への の処理委託 量	0 t	0 t	0 t
		認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託 量	0 t	0 t	0 t
		(今後実施する予定の取組) ・腐食性廃アルカリ・・・中和後、セメント焼成剤または水分含有燃料として再利用する業者へ委託を継続 ・腐食性廃酸・・・中和後、セメント焼成剤として再利用する業者へ委託を継続			
電子情報処理組織の 使用に関する事項	【前年度（令和2年度）実績】				
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 （ ポ リ 塩 化 ビ フ ェ ニ ル 廃 棄 物 を 除 く 。 ）	681 t			
	(今後実施する予定の取組) 電子マニフェストの運用・管理を継続して実施。				
※事務処理欄					

(第6面)

備考

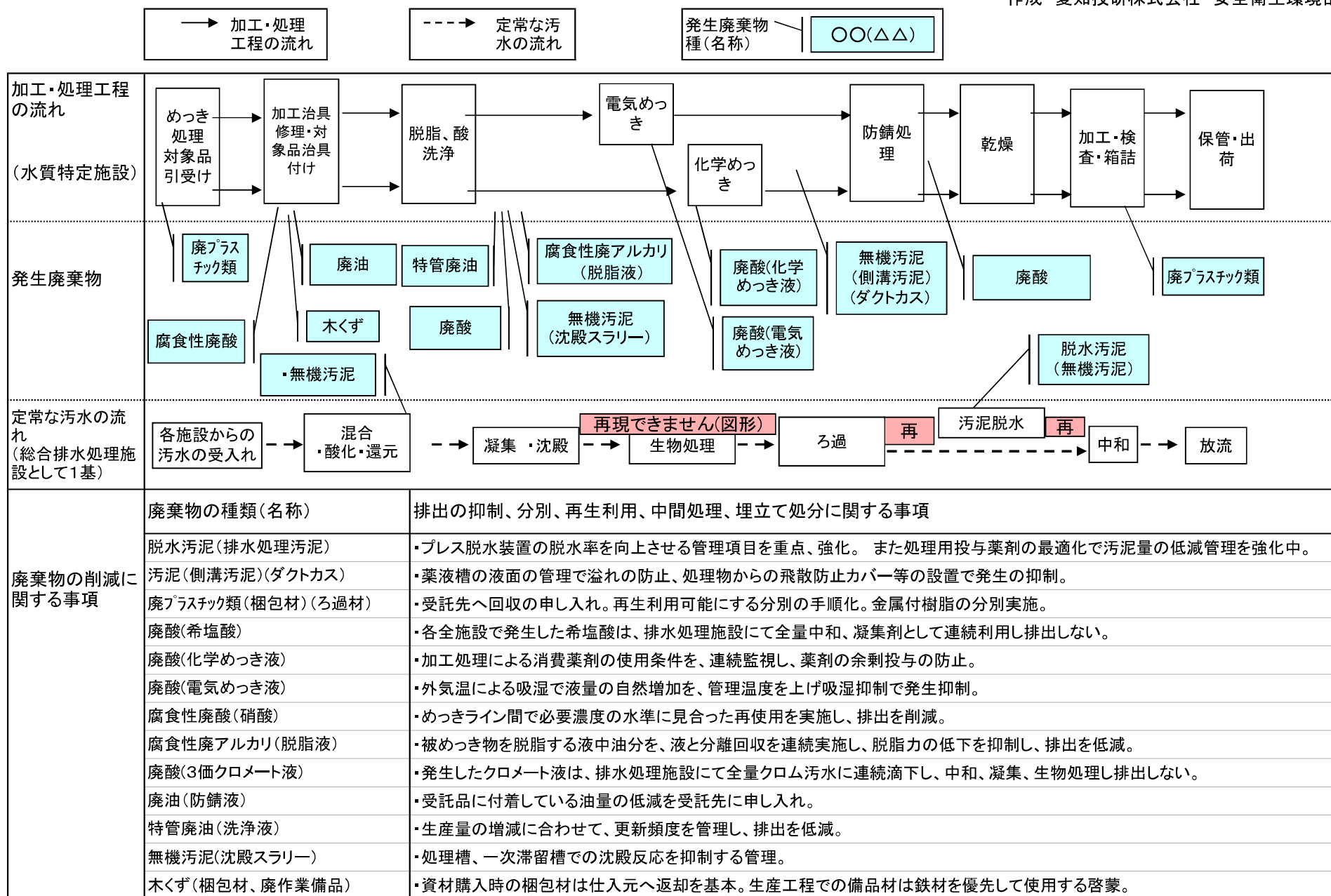
- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が 50 トン以上の事業場ごとに 1 枚作成すること。
- 2 当該年度の 6 月 30 日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)① 欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)② 欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④ 欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第 6 条の 14 第 2 号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 3 の 3 第 1 項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第 2 条の 4 第 5 号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が 50 トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 8 条の 31 の 4 に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が 3 以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

9 ※欄は記入しないこと。

④項の別紙1 (特別管理)産業廃棄物の一連の処理の工程

2021年 6月11日

作成 愛知技研株式会社 安全衛生環境部



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項						
① 現状	【前年度(令和2年度)実績】					
	産業廃棄物の種類	廃酸	汚泥	廃プラスチック	廃アルカリ	
	排出量	1,444t	683t	18t	6t	
	(これまでに実施した取組)					
	年度毎に廃棄物発生低減を、目標値をもって業務として活動。 ・廃酸…生産状況に合わせためっき液の使用方法を見直し、長寿命化する活動の実施。 廃希塩酸、廃クロム酸は排水処理にて連続処理し残渣を委託処分した。 ・汚泥…排水処理用薬剤の最適見直し活動を強化し発生汚泥を削減。 ・廃プラスチック…金属付プラスチックの分別。 ※コロナウイルスの影響で、生産数が減少し、各廃棄物の排出量も減少。					
② 計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	廃酸	汚泥	廃プラスチック	廃アルカリ	
	排出量	1,521t	728t	19t	0t	
	(今後実施する予定の取組)					
	全体として、生産工程の不良品発生、再処理ロス予防で廃棄物の抑制活動の実施。 ・廃酸…生産状況に合わせためっき液の使用方法を見直し、長寿命化する活動の実施。 前年度に引き続き、廃希塩酸及び廃クロム酸の連続処理を継続する。 ・汚泥…汚泥脱水機の管理を強化し、発生汚泥の含水率を低減。 排水処理用薬剤の最適見直し活動を強化し発生汚泥を低減。 ・廃プラスチック…前年度に引き続き、金属付プラスチックの分別。					

産業廃棄物の分別に関する事項	
① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・プラスチックと金属の混合物の分別の実施
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・プラスチックと金属の混合物の分別の実施

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項						
① 現状	【前年度(令和2年度)実績】					
	産業廃棄物の種類	廃酸	汚泥	廃プラスチック	廃アルカリ	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0	0	0	0	
	(これまでに実施した取組)					
② 計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	廃酸	汚泥	廃プラスチック	廃アルカリ	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0	0	0	0	
	(今後実施する予定の取組)					

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項						
① 現状	【前年度（令和 2 年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	廃酸	汚泥	廃プラスチック	廃アルカリ	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0	0	0	0	
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0	0	0	0	
	(これまでに実施した取組)					
② 計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	廃酸	汚泥	廃プラスチック	廃アルカリ	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0	0	0	0	
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0	0	0	0	
	(今後実施する予定の取組)					

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項						
① 現状	【前年度（令和 2 年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	廃酸	汚泥	廃プラスチック	廃アルカリ	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0	0	0	0	
	(これまでに実施した取組)					
② 計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	廃酸	汚泥	廃プラスチック	廃アルカリ	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0	0	0	0	
	(今後実施する予定の取組)					

産業廃棄物の処理の委託に関する事項						
① 現状	【前年度（ 令和 2 年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	廃酸	汚泥	廃プラスチック	廃アルカリ	
	全処理委託量	1,444t	683t	18t	6t	
	優良認定処理業者への 処理委託量	1,158t	683t	18t	6t	
	再生利用業者への 処理委託量	1,312t	672t	9t	6t	
	認定熱回収業者への 処理委託量	133t	0t	6t	0t	
	認定熱回収業者以外の熱回 収を行う業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	
	(これまでに実施した取組)					
・廃酸…中和し、セメント焼成用助材として再生利用する業者へ委託。 ・汚泥…セメント材料で再生利用する優良認定処理業者へ委託。 ・廃プラスチック…RDF燃料化する業者に委託。						
② 計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	廃酸	汚泥	廃プラスチック	廃アルカリ	
	全処理委託量	1,521t	728t	19t	0t	
	優良認定処理業者への 処理委託量	1,220t	728t	19t	0t	
	再生利用業者への 処理委託量	1,382t	716t	10t	0t	
	認定熱回収業者への 処理委託量	140t	0t	6t	0t	
	認定熱回収業者以外の熱回 収を行う業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	
	(今後実施する予定の取組)					
・廃酸…中和し、セメント焼成用助材として再生利用する、優良認定業者へ優先的に委託。 ・汚泥…セメント材料で再生利用する優良認定処理業者へ委託継続。 ・廃プラスチック…RDF燃料化する業者へ優先的に委託。						